

令和5年度「京都中丹いちおし商品」募集要領

1 目的

中丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市）への誘客や商品の販路開拓等につなげ、地域の食の魅力発信を図ることを目的として、地域農林水産物を生かした中丹地域ならではの「お土産商品」となるような商品を募集し、「京都中丹いちおし商品」として選定します。

2 対象者

中丹地域に事業所を有する法人、団体又は個人

3 募集期間

令和5年11月10日（金）～12月7日（木）【17時必着】

4 対象商品等

次に掲げる商品とし、中丹地域の事業所で開発・製造（地域外業者によるOEM（委託製造）も可）され、原材料として府内産農林水産物を使用している加工食品等（生鮮食品を除く）。ただし、府内産の割合は問わないものとします。

募集する商品

①完成品部門

- ・「京都中丹いちおし商品」として付加価値を高め、販売力の向上を目指す既存商品

②開発中部門

- ・商品化へ向けて開発中の商品で、商品開発の専門家、中丹女性伝道師※による助言を希望するもの

※「中丹女性伝道師」とは、応募商品の審査・開発において助言等を行い、選定商品を情報発信する京都府の協力員

※ 開発中部門の商品は「京都中丹いちおし商品」には選定されません。

5 応募方法

「京都中丹いちおし商品応募用紙」に必要事項を記入の上、応募先まで持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。

6 応募費用

無料

7 審査の流れ

(1) 審査会の開催

日時：令和5年12月20日（水）10時～16時

会場：京都府綾部総合庁舎（綾部市川糸町丁畠10-2）

◆試食審査

審査員（中丹女性伝道師並びに商品開発の専門家）が実際に商品を試食し、おいしさ・見た目等について審査します。試食用商品の提出については、別途連絡します。

◆プレゼンテーション

審査会当日、審査員に対し、審査項目についてプレゼンをしていただきます。（所要時間10分間（説明5分、質疑応答5分））

※応募商品多数の場合、審査日を別途設定し2日間に分けて実施する可能性があります。

※日程の都合がつかない場合は、別途ご相談ください。

(2) 結果発表【令和5年12月下旬】

8 審査項目

- ① おいしさ・見た目
- ② こだわり（中丹地域らしさ、原材料・製造方法、パッケージ）
- ③ お土産品としての魅力（価格帯、旅行者向けの工夫等）

9 専門家による助言

開発中部門の応募商品や選定されなかった商品のブラッシュアップについて、専門知識を要する場合は、（公財）京都産業21又は（一社）京都府農業会議等の専門家の助言を受けることができます。（対象者の要件あり）

10 選定商品のPR・販路拡大支援

- ・ 京都中丹いちおし商品パンフレット、ホームページへの掲載
- ・ 中丹女性伝道師によるSNS等での商品PR
- ・ 各種イベント等への出展案内・PR等、販路拡大に繋がる支援を実施

11 応募・問合せ先

〒625-0036 舞鶴市字浜 2020 番地

京都府中丹広域振興局 農林商工部

農商工連携・推進課「京都中丹いちおし商品」担当

担当：山崎又は和佐谷(㊟)まで

電話：0773-62-2743 FAX：0773-62-2859

E-mail：c-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp